

ふるさと小包チラシ・店頭販売事業に参入いただく
商品提供者さま向け

ふるさと小包チラシ・店頭販売 商品審査ガイドブック

2026年4月
株式会社郵便局物販サービス

「商品審査」について

そもそも、商品審査がなぜ必要なのでしょうか？
それは

お客さまに法令を遵守した良い商品をお届けするためです！

より良い商品とサービスを社会に届けるために、商品提供者さまと弊社が“安心・安全・信頼”を生み出すパートナーとして進んでいきましょう！

そのため、このガイドブックでは、商品審査の書類等、内容をまとめました。

「商品審査」における提出資料一覧

項番	項目	チラシ	店頭販売
1	表示ラベル	○	○
2	パッケージ	○	○
	箱	○	○
3	セットアップ	○	○
4	同梱物	○	○
5	営業許可証(※1)	○	○
6	検査結果	○	○
7	産地等使用 原材料確約書(※2)	○	○

申請時に提出いただく資料

※1 非食品は食品と異なる為、詳しくはp.11参照

※2 初回審査後に提出

2026年度より提出を省略した資料一覧

項目	資料名
確約書等	非食品の衣類・繊維製品の「アゾ染料不使用宣言書」
検査結果	食肉製品などの「亜硝酸根」
営業許可証	「すべての営業許可証」（精米・玄米の販売届は除く） （非食品は食品と異なる為、詳しくはp.11参照）

▷提出資料に関する詳細はこちら

[別紙1-1 提出書類一覧（食品編）](#)

[別紙1-2 提出書類一覧（非食品編）](#)

1 表示ラベル / 食品編

食品表示は具体的な表示のルールが食品表示基準で規定されています。

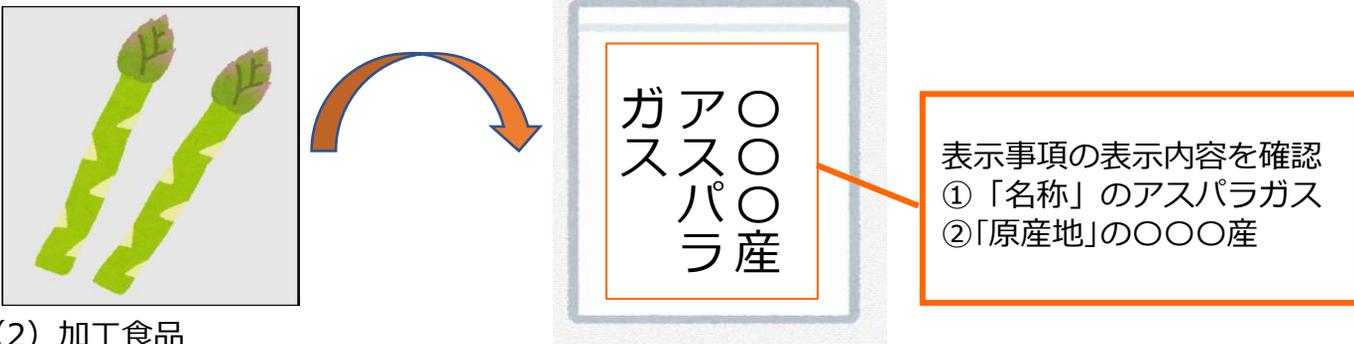
食品表示法等、各種法令の観点で商品審査をしており、**表示ラベルの不適事項は修正依頼**します。

(1) 生鮮食品

例えば、農産物の商品審査では、法定表示項目の①「名称（品種等）」、②「原産地」が記載（個装、箱、リーフレットなど）されているか、確認します。

※同一の名称、原産地であっても、記載箇所の画像はすべて提出願います。

<表示例（アスパラガスの事前包装品）>



(2) 加工食品

表示ラベルの全項目は食品表示法(食品表示基準)に適合しているか確認します。

<加工食品の表示例>

①名称	〇〇〇〇
②原材料名	〇〇(国産)、〇〇、〇〇/△△、△△、(一部に■■・■■を含む)
③内容量	〇〇〇g
④消費期限	〇〇.〇〇.〇〇
⑤保存方法	要冷蔵10℃以下
⑥製造者	株式会社〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

食品表示法・JAS法などに則り、原料原産地や添加物、アレルゲンの表記を確認。

計量法に則り、内容量を確認。

JAS法・食品衛生法に則り、賞味（消費）期限の表記を確認。

食品衛生法に則り、保存方法を確認。

⑦栄養成分表示(〇〇〇g 当たり)	
熱量	〇〇〇kcal
たんぱく質	〇〇g
脂質	〇〇g
炭水化物	〇〇g
食塩相当量	〇〇g

食品表示法・健康増進法に則り、栄養成分表示の全表記を確認。

推定値

▷表示に関する詳細はこちら

[書類の提出案内（システム不使用・食品編） p.1](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：食品編） p.1](#)

[早わかり食品表示ガイド\(令和7年4月版・事業者向け\) \(消費者庁\)](#)

1 表示ラベル / 食品編

(3) 加工食品の表示例

法令で定められた表示例をすべてあげることはできませんが、原材料名の項目でいくつか例を記載します。

・原材料名

1) 原材料と食品添加物は区分けして表示

スラッシュで区分けして表示（別枠を設けて表示も可）

原材料名	〇〇(国産)、〇〇、〇〇/△△、 △△、(一部に小麦・乳成分を含む)
------	---------------------------------------

2) 使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料に原料原産地表示

原材料名	小麦粉(国内製造)、〇〇、〇〇、(一部に小麦・乳成分を含む)
添加物	△△、△△

小麦粉は加工食品のため「製造」、「産」で表示する場合は小麦まで遡って表示する必要があります。小麦粉（小麦（国産））

3) アレルゲン（アレルゲンとアレルゲンは中黒「・」でつなく）

①個別表示（原材料に個別で表示）

原材料と食品添加物では表示方法が異なる

原材料名	〇〇(国産)、〇〇（小麦・乳成分を含む）、卵白（卵を含む）、〇〇/△△（乳由来）、△△
------	---

②一括表示（最後にまとめて表示）

最後にまとめてアレルゲンを表示する場合、原材料としてアレルゲンが表示されていても再度表示が必要

原材料名	しょうゆ(国内製造)、卵、〇〇/△△、 △△、(一部に大豆・小麦・卵を含む)
------	---

③個別表示と一括表示を組合わせて表示は不可

原材料名	めん：〇〇(国産)、〇〇、〇〇/△△、（一部に小麦を含む） たれ：しょうゆ（大豆・小麦を含む）、〇〇/△△
------	--

この他にも様々な表示方法が法令で定められています。

製造規格書（使用原材料や配合率等を明記）をもとに表示ラベルを作成されていると思いますが、最寄りの公的機関にご相談のうえ、表示ラベルの作成をおすすめします。

▷表示に関する詳細はこちら

[書類の提出案内（システム不使用・食品編） p.1](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：食品編） p.1](#)

[早わかり食品表示ガイド\(令和7年4月版・事業者向け\) \(消費者庁\)](#)



1 表示ラベル / 非食品編

非食品は家庭用品品質表示法に具体的な表示のルールが規定されています。商品に添付する品質表示ラベル、タグなどの他、仕様、取扱説明書（全ページ）を確認します。

■非食品の一例

例えば、タオルの商品審査では以下の記載内容を確認します。

(1) 品質表示ラベル（繊維製品）

① 繊維の組成

組成繊維であるすべての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記している箇所を確認します。

② 製造国

③ 表示者名及び連絡先

表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を表示した箇所を確認します。

<繊維製品の表示例(タオル)>

① 綿100%

② 日本製

③ ○○××株式会社

東京都○○○区○○町××番地

TEL 03-○○○○-○○○○

表示事項の表示内容を確認

①「繊維の組成」

②「製造国」

③「表示者名及び連絡先」

(2) 家庭洗濯等取扱方法の表示（衣類、寝具等）

家庭洗濯取扱方法の表示が必要な商品に表示されているか、各種記号が適切に使用されているか確認します。



品質表示は下げ札でも貼り札でもよいですが見やすい箇所に表示されていること、特に家庭洗濯等取扱方法については、容易に取れない方法で繊維製品に取付けられていることを併せて確認しています。

取付け状況が判断できる画像を提出願います。

▷表示に関する詳細はこちら

[書類の提出案内（システム不使用・非食品編） p.1](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：非食品編） p.1](#)

2 個装、箱

(1) 個装

個装の画像、箱ものは6面の展開図または各面の画像、袋ものは表裏の2面の記載内容を確認します。併せて、付属品（タグ・シールなど）の記載内容も確認します。



商品箱



缶



容器・フタ



個装袋



シール

< 表示例1 プリン（特色のある原材料表示） >

特色のある原材料表示とは

「〇〇使用」「〇〇入り」等、特定の産地や特色のあることを表現し、原材料を強調して表示すること



使用割合が100%でない場合、お客さまが誤認しないように使用割合の表示が必要。

原材料名

牛乳(国内製造)、砂糖、ぶどう糖果糖液糖、**鶏卵(秋田県産、比内地鶏80%)**、植物油、ゼラチン/乳化剤、糊料(増粘多糖類)、カラメル色素、香料

使用した卵のうち、「比内地鶏の卵」の使用割合の表示が必要。

<お客さまの認識>

「比内地鶏のたまご」を使ってるんだ!

※「比内地鶏のたまご」と表記があるとすべて比内地鶏の卵を使用していると認識する可能性大。

比内地鶏のたまごを100%使用していない場合



秋田県公式サイト「美ノ国あきた 食品表示事例」出典

各法令に抵触した内容が記載されていないか確認するため、個装の画像を提出願います。
(※箱も同様です。)

2 個装、箱

< 表示例2 ゼリー（栄養強調表示） >

栄養強調表示とは

食品に含まれる栄養成分について「多い」「少ない」「含まれていない」等の特徴をパッケージや広告などで強調して表示すること

「〇〇たっぷり」等、基準値(※)を満たすことが必要

※基準値の詳細はこちら
[栄養成分表示ハンドブック p.28 \(東京都\)](#)



基準値を満たしている場合は「たっぷり」という表現は使用可能ですが、栄養成分表示にビタミンCの数値も表記が必要。

栄養成分表示 (100gあたり)	
熱量	〇〇〇kcal
たんぱく質	〇.〇g
脂質	〇.〇g
炭水化物	〇.〇g
食塩相当量	〇.〇g
ビタミンC	〇mg

容器包装に栄養成分名(ビタミンC)を表示している為、「ビタミンC」の量を枠内に表示。

<お客さまの認識>

ビタミンCがいっぱい入っているんだ!

※「ビタミンCたっぷり」と表記があるとビタミンCをたくさん摂取できると認識する可能性大。

基準値を満たしていないのに強調表示を使えば、景品表示法の優良誤認に該当するおそれがあり。

基準値を満たしていないと「たっぷり」は表示できません。

NO

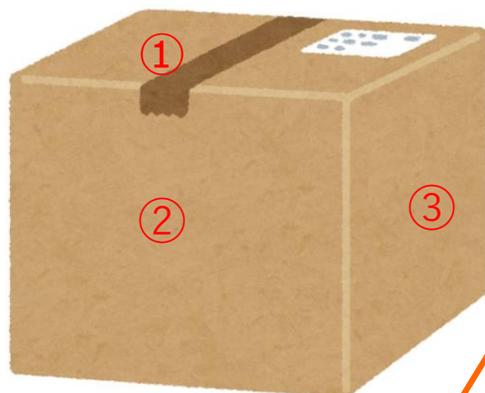
秋田県公式サイト「美ノ国あきた 栄養成分表示と食品表示の基本」 出典

各法令に抵触した内容が記載されていないか確認するため、個装の画像を提出願います。
(※箱も同様です。)

2 個装、箱

(2) 箱（個装箱、内装箱(化粧箱)、外装箱(配送箱)）（※外装箱はゆうパックラベルを貼るもの）箱の6面の記載内容を確認します（付属品（シールなど）の記載内容含む）。

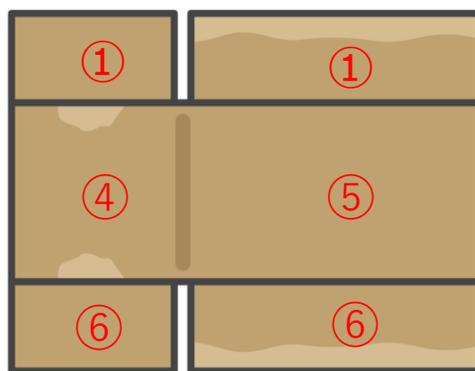
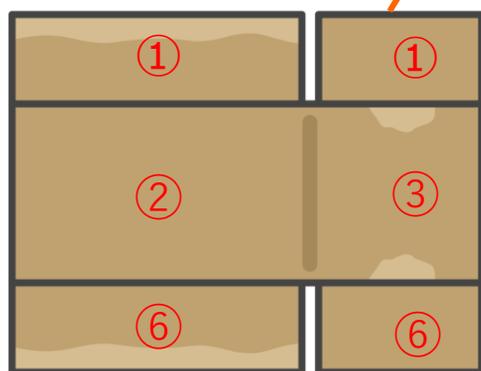
<箱の確認例1> ※①～⑥が6面（①天面、②～⑤側面、⑥底面）



表示ラベル貼付箇所、消費・賞味期限、印字箇所、付属品（タグ・シールなど）を確認。

※箱内側に印字がある場合は画像提出。

※展開図、もしくは各面（全6面）の個別画像



<箱の確認例2>



生鮮食品の場合、名称・原産地の印字がある場合は、表示としても確認。

※店頭商材で什器・POP・販促物がある場合は、記載内容を確認します。

▷個装、箱に関する詳細はこちら

[書類の提出案内（システム不使用・食品編） p.2](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：食品編） p.1](#)

[書類の提出案内（システム不使用・非食品編） p.1](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：非食品編） p.1](#)

[別紙6 商品審査時に確認している外装・パッケージについて\(食品&非食品\)](#)

[別紙6 商品審査時に確認している外装・パッケージについて\(店頭販売商品用\)](#)

3 セットアップ

商品の詰合せ内容が、ふるさと小包チラシ等、媒体に掲載された商品内容と整合していることを確認します。

内装箱(化粧箱)
の中の状態



・媒体に掲載された商品内容(個数など)とセットアップが一致しているか

※商品構成、個数がわかる説明を添えていただくと円滑に商品審査が進みます。

例(赤字○) : 商品内容9袋ですが9袋が見えない場合、「3袋を3段重ね」等

併せて外装箱(配送箱)等と商品の隙間などの状態も確認します。

配送箱に商品を入れた状態



・ **農産物等の生鮮食品において審査時にセットアップ画像を提出できない場合、商品出荷の3日前までに提出願います。**

以上の観点からセットアップ画像を提出願います。

▷セットアップに関する詳細はこちら

[書類の提出案内\(システム不使用・食品編\) p.4](#)

[書類の提出案内\(店頭販売商品：食品編\) p.4](#)

[書類の提出案内\(システム不使用・非食品編\) p.2](#)

[書類の提出案内\(店頭販売商品：非食品編\) p.1](#)

3 セットアップ

過大包装・過剰包装について

お客さま「あれ？パッケージを開けてみたら、思ったより商品が小さい（あるいは少なかった）」

過大な包装は、お客さまの誤解を招く可能性があります。さらには、資源を無駄に使うことにもつながるため、持続可能な社会を目指すうえで、反対の効果をもたらすこともあります。



お客さま「箱に紙パッキングが敷き詰められてゴミが増えるし、捨てるのが手間だった」
「多重に包装されていて開けるのに苦労した」

過剰包装の商品は見た目がよく魅力的に見えるかもしれませんが、しかし過剰な包装の分だけ無駄な資源が使われ、廃棄の際はお客さまの手間や環境にも負荷がかかります。値段もその分あがるかもしれません。



これを機会に包装形態を見直してみませんか？

<お願い事項>

- ・ 社会が取り組むSDGs
「事業活動におけるCO2排出量の削減や低環境負荷社会への貢献」
- ・ 各都道府県の消費生活条例に定められた「適正包装」



過剰包装+過大包装をなくし、ゴミを削減

4 同梱物

リーフレット等、同梱物の記載内容を確認します。

文字などの印刷がある面の画像は、すべて提出願います。



取扱説明書



リーフレット



カード

▷同梱物に関する詳細はこちら

[書類の提出案内（システム不使用・食品編） p.4](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：食品編） p.4](#)

[書類の提出案内（システム不使用・非食品編） p.2](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：非食品編） p.1](#)

5 営業許可証

表示ラベルの販売者（製造者）と営業許可証の記載が一致していることを確認します。

1) 食品

精米・玄米等は、食品衛生法において米殻の出荷又は販売事業の届出が必要ですので、無届けでないことを確認する為、届出書の写しを提出願います。

2) 非食品

用途に応じて、**化粧品販売届**、**医薬部外品販売届**、**医療機器届出書**の写しを提出願います。

▷営業許可証に関する詳細はこちら

[書類の提出案内（システム不使用・食品編） p.2](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：食品編） p.2](#)

[書類の提出案内（システム不使用・非食品編） p.1](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：非食品編） p.1](#)

[別紙1-1 提出書類一覧（食品編）](#)

[別紙1-2 提出書類一覧（非食品編）](#)

6 検査結果

商品の安全性を確認するため、検査結果を提出願います。

1) 食品

2021年6月1日から原則として、すべての食品等事業者はHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務付けられました。

商品毎にHACCPに沿った衛生管理が必要です。

※ HACCP（ハサップ）とは

Hazard Analysis and Critical Control Point のそれぞれの頭文字をとった略称で「危害要因分析・重要管理点」と訳されています。

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

検査結果については「別紙1-1」の検査データの項目に「●」印が入っている商品の「企画申請時に直近1年以内」の細菌検査結果を確認します。

2) 非食品

衣類・繊維製品については以下の検査結果を提出願います。

- ・染色堅牢度（対光、洗濯、摩擦、ドライクリーニング、水）
- ・検品/検針証明書

※ジャンルに関わらず、「抗菌防臭」「耐荷重」「撥水」等の特色のある仕様の記載がある場合、記載の根拠となるデータ、証明書を提出願います。

※それ以外のジャンルについてはご相談ください。

▷検査結果に関する詳細はこちら

[書類の提出案内（システム不使用・食品編） p.2](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：食品編） p.2](#)

[書類の提出案内（システム不使用・非食品編） p.1](#)

[書類の提出案内（店頭販売商品：非食品編） p.1](#)

[別紙1-1 提出書類一覧（食品編）](#)

[別紙1-2 提出書類一覧（非食品編）](#)

[HACCPに沿った衛生管理の制度化について（厚生労働省）](#)

7 産地等使用原材料確約書

確約書は、商品提供者さまと弊社のお約束です。
媒体や商品に表記する内容について確約願います。
確約内容は、申請後にチラシ制作・審査の中で提案します。

<お約束の内容>

〇〇産、栽培方法、製法、監修、特色のある原材料、表示ラベルに表記していない内容等々

例 媒体に下記の商品内容を記載した場合

商品内容
グリーンアスパラ 2kg(M~2L混)
グリーンアスパラ 800g(2L)
グリーンアスパラ 1kg(M)

原産地／北海道

お約束いただく内容は産地、品種、重量、サイズです。
具体的な記載例は以下のとおりです。

記載例1

- ①北海道産グリーンアスパラ 2kg (M~2L混)
- ②北海道産グリーンアスパラ 800g (2L)
- ③北海道産グリーンアスパラ 1kg (M)

記載例2

北海道産グリーンアスパラ

- ①2kg (M~2L混) ②800g (2L) ③1kg (M)

確約書の記載方法は原則お任せしますが、前述のとおり確約内容はチラシ制作・審査
の中で提案します。

▷[原産地等確約書に関する詳細はこちら](#)

[別紙3 産地等使用原材料確約書 書式](#)

7 産地等使用原材料確約書

別紙3 産地等使用原材料確約書 書式

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社郵便局物販サービス 御中

株式会社 〇〇
〇〇部 〇〇〇〇 

産地等使用原材料確約書

「北海道産 グリーンアスパラ(チラシ名)」
(販売者：郵便局物販サービス)に提案する

「グリーンアスパラ」(商品名) に関し

〇〇〇〇年〇月から〇月までの間、下記の原材料を使用することを確約いたします。

記

① 北海道産グリーンアスパラ 2kg (M~2L 混)
② 北海道産グリーンアスパラ 800g (2L)
③ 北海道産グリーンアスパラ 1kg (M)

以 上

<生鮮食品>
弊社と契約を取
わす商品提供者
名または生産者
名または加工者
名を記載。

<加工食品>
商品を提案いた
だく商品提供者
名または商品
を製造するお取
組先名を記載。
商品本体の表示
者が販売者のみ
の場合は、販売
者名でも可。

会社印または
証明者の個人
印を押印

生鮮食品の原
産地、内容量、
サイズを確約
する例

<留意点>

- ・各種確約書に関し、書式は問いませんが、日付、会社名、商品名、確約内容に誤りがある場合は、再度提出していただく場合があります。
- ・加工食品に関する確約で、その加工食品が仕入品である場合は、製品規格書も併せて提出願います。(仕入先の規格書は社印がなくても可ですが、仕入先の社名は記載)
- ・「沖縄産黒糖使用」の語句の場合、「〇〇社製 〇〇〇〇」の記入例で可ですが、「沖縄産さとうきび使用」の証明にはなりません。

8【参照】 審査項目に関する資料一覧

項目名	資料名（※クリックでリンク先へ）
審査共通	品質基準 書類の提出案内（システム不使用・食品編） 書類の提出案内（店頭販売商品：食品編） 早わかり食品表示ガイド(令和7年4月版・事業者向け)（消費者庁） 栄養成分表示ハンドブック（東京都） HACCPに沿った衛生管理の制度化について（厚生労働省）
	書類の提出案内（システム不使用・非食品編） 書類の提出案内（店頭販売商品：非食品編）
	別紙1-1 提出書類一覧（食品編） 別紙1-2 提出書類一覧（非食品編）
個装、箱	別紙6 商品審査時に確認している外装・パッケージについて(食品 & 非食品)
	別紙6 商品審査時に確認している外装パッケージについて(店頭販売商品用)
確約書 様式	別紙3 産地等使用原材料確約書 書式 別紙4 商標使用許諾書書式
その他 (媒体記載事項等)	別紙5-1 商品内容・原産地等の表記方法(食品) 別紙5-2 商品内容（スペック）等の記載方法（非食品）
	表現・表示について
	食品表示ハンドブック

ふるさと小包チラシ・店頭販売 商品審査ガイドブック

発行日：2026年4月1日 初版発行

編集：株式会社郵便局物販サービス 制作・審査部

発行：株式会社郵便局物販サービス 制作・審査部

〒135-0016 東京都江東区東陽4丁目1番13号

TEL：03-6738-1560

Copyright © JAPAN POST TRADING SERVICE. All Rights Reserved.

※本冊子の無断複写・転載を禁じます。